

無秩序な開発を防ぐために

土地の売買・開発の届出を

市街化区域二千平方メートル以上など

県は、土地は県民のための限られた資源であり、貴重な財産であるとともに、生活や生産活動に欠くことのできない共通の基盤であるところから、無秩序な開発を規制しようと土地問題にとりこんでいます。

良識と勇気をもって、無秩序な開発やこれにつながる土地の売買、投機的な買占めやこれを目的とする者への土地の売渡はほしくないように望んでいます。そのために、次のことを呼びかけています。

以上の面積、市街化区域を除く都市計画区域は五千平方メートル以上の面積、その他の土地は一万平方メートル以上の面積のものを売渡し、または買い受けようとするときは六週間前までに市役所を経て知事に届出ること。

盛土、整地など一万平方メートル以上の面積のものを行なおうとするときは、土地売買のときと同じく六週間前までに市役所を経て知事に届出ること。

土地の売買や開発事業が著しく不適当なときは、助言や勧告をする。これを無視して行為をする人には、公的サービスの提供や公共事業の実施などについて行政的な規制をしたり、助言、勧告その他きき入れない事項を公表する。

届出の用紙は市役所に。なお、不明な点は、市役所建設課都市計画係、または県庁企画管理部企画課（電話、高知二三三一一一一）へ照会のこと。

防空壕の実態を調査

戦争中につくられた防空壕（ごう）がどんなにに残っているか、実態調査が行なわれます。対象になるものは、旧軍隊、軍需工場やこれらに準ずる者がつくった防空壕です。ただし、都市計画区域内の市街化区域は除かれます。

これは実態を調べ農用地、森林、農村集落などにかかる陥没、人身事故、犯罪などを未然に防ぐためのものです。あなたの近くで、このような防空壕をみかけた人は、建設課土木第一係までご連絡ください。

戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給事務は、昭和四十年六月一日に法律ができてから八年になります。

現在、四十七年の改正による特別弔慰金の請求を受けていますがまだ請求をされていない人は次のことをよく注意して福祉事務所社会係で請求手続きをしてください。

▽四十年四月一日から四十七年三月三十一日までの間に、公務扶助料、遺族年金を受けていた遺族が死亡したことにより、公務扶助料、遺族年金などを受ける権利を失ったこと。

▽十六年十二月八日以降の戦没者の死亡について弔慰金を受けた遺族があつたこと。

▽四十年四月二日から四十七年四月一日までの間に、弔慰金のみを受給して公務扶助料、遺族年金などを受けていない場合にも支給されます。

▽請求のできる範囲は、子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹です。

市内の電話
3分ごとに7円に

電話の通話料金が、この7月11日から3分までごとに7円になりました。いままでは通話時間に関係なく1回7円でしたが、距離と時間で決められる広域時分制にな

6月の交通事故

	件数	死者	傷者
6月の事故	26件	0人	34人
昨年(57年)の6月	30件	2人	34人
ことしの累計	242件	4人	361人